

平成19年度第1回公立大学法人岡山県立大学経営審議会議事録

1 日 時 平成19年4月1日(日) 13:30~14:40

2 場 所 岡山県立大学本部棟2階 中会議室

3 出席者 三宮理事長、三浦副理事長、池田委員、栗原委員、新納委員、奥野理事

(事務局) 谷口事務局次長、竹内教学課長、真殿総括参事、出宮総括副参事、中桐総括副参事、赤木総括副参事、牧野総括副参事、田辺総括副参事、仲達総括副参事、小山副参事

4 開 会

- ・ 役員会、経営審議会、教育研究審議会を合同で開催する。

5 あいさつ

理事長から

- ・ 岡山県知事から理事長(学長)に任命されたこと
- ・ 平成19年3月19日付で文部科学省から法人の設立認可があったこと
- ・ 法務局へ登記し、公立大学法人岡山県立大学が設立されたことが報告された。

6 議 題

協議事項の審議に入る前に、理事長から公立大学法人岡山県立大学定款第9条第5項に規定する理事長、副理事長に事故があるときの職務代理者に、高井研一理事が指名された。また、役員会の議事録署名人に高井理事と奥野理事が指名された。

[1] 協議事項

(1) 公立大学法人岡山県立大学役員会規程案及び役員規程案について

事務局から、公立大学法人岡山県立大学役員会規程案及び役員規程案について説明があり、原案どおり承認された。

また、理事長が、役員規程第3条に規定する副理事長と理事の職務分担について、次のとおり定めた。

第1号	総務・財務	三浦一男	副理事長
第2号	経営	越宗孝昌	理事
第3号	教育研究	高井研一	理事
第4号	産学官連携	奥野忠秀	理事

(2) 公立大学法人岡山県立大学経営審議会規程案について

事務局から、公立大学法人岡山県立大学経営審議会規程案について説明があり、原案どおり承認された。

また、理事長から、経営審議会規程第5条第2項に規定する副理事長に事故があるときの職務代理者に、奥野忠秀理事が指名された。

(3) 公立大学法人岡山県立大学教育研究審議会規程案について

事務局から、公立大学法人岡山県立大学教育研究審議会規程案について説明があり、原案どおり承認された。

また、学長から、教育研究審議会規程第5条第2項に規定する副理事長に事故があるときの職務代理者に、高井研一理事が指名された。

- (4) 公立大学法人岡山県立大学業務方法書案について
事務局から、公立大学法人岡山県立大学業務方法書案について説明があり、原案どおり承認された。
また、地方独立行政法人法第 22 条の規定に基づく認可申請を、設立団体の長である岡山県知事に平成 19 年 4 月 1 日付けで行うこととされた。
- (5) 料金の上限額の設定案について
事務局から、料金の上限額の設定案について説明があり、原案どおり承認された。
また、地方独立行政法人法第 23 条の規定に基づく認可申請を、設立団体の長である岡山県知事に平成 19 年 4 月 1 日付けで行うこととされた。
- (6) 会計規程案について
事務局から、会計規程案について説明があり、原案どおり承認された。
また、地方独立行政法人法第 45 条の規定に基づき、設立団体の長である岡山県知事に届け出ることとされた。
- (7) 公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程及び役員退職手当規程案について
事務局から、公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程及び役員退職手当規程案について説明があり、原案どおり承認された。
また、地方独立行政法人法第 48 条の規定に基づき、設立団体の長である岡山県知事に届け出るとともに公表することとされた。
- (8) 公立大学法人岡山県立大学職員給与規程及び職員退職手当規程案について
事務局から、公立大学法人岡山県立大学職員給与規程及び職員退職手当規程案について説明があり、原案どおり承認された。
また、地方独立行政法人法第 57 条の規定に基づき、設立団体の長である岡山県知事に届け出るとともに公表することとされた。
- (9) 岡山県立大学学則、岡山県立大学大学院学則及びその他の規程案について
事務局から、岡山県立大学学則、岡山県立大学大学院学則及びその他の規程案について説明があり、原案どおり承認された。
なお、就業規則については、教職員（従業員）の過半数を代表する者の意見を聞いて労働基準監督署に届け出ることとされた。
- (10) 公立大学法人岡山県立大学の中期目標（案）について
事務局から、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長である岡山県知事から、意見照会があった公立大学法人岡山県立大学の中期目標（案）について説明があり、「異議なし」で回答することが承認された。
- (11) 平成 19 年度予算案について
事務局から、平成 19 年度当初予算の概要について説明があり、原案どおり承認された。
- (12) 指定金融機関等について
事務局から、「公立大学法人岡山県立大学の指定金融機関等の選定結果について（岡山県総務部長通知）」について説明があり、指定金融機関は㈱中国銀行（東総社支店）に、収納指定金融機関は日本郵政公社に決定された。

[2] 報告事項

- ・事務局から、地方独立行政法人法第 14 条第 3 項に基づき理事長が任命した副理事長と理事について、同条第 4 項に基づき、設立団体の長である岡山県知事に届け出るとともにHP等で公表する旨報告があった。

[3] その他

(1) 開催日程等について

ア 役員会

事前に調整することとされた。

イ 経営審議会

事前に調整することとされた。

ウ 教育研究審議会

原則として、毎月、第 3 木曜日の午後 2 時 3 0 分とされた。